

公立大学法人定款（案）の概要について

1 設立目的

長野県諏訪地域における「知の拠点」として、~~急速に発達する科学技術とグローバル化する経済・及び社会に対応して~~、「工学」と「経営学」の融合教育の継続を図りながら、急速に発達する科学技術とグローバル化する社会・経済に対応して、自ら将来を開拓できる主体性の確立した人材を育成するとともに、~~地域に一層貢献する大学として~~、~~新しい産業及び技術の創出と地域の産業・及び文化の振興に取り組み、雇用の創出や、若者の定着をもたらすことによってひいては地域創生に寄与しするため~~、~~ひいては科学技術の発展や新しい産業の創出を通じて地域と我が国の将来の発展に貢献するために~~、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理すること

2 名称

公立大学法人公立諏訪東京理科大学

3 設立団体

諏訪広域公立大学事務組合

4 事務所の所在地

法人の事務所は、長野県茅野市（公立諏訪東京理科大学内）に置く。

5 役員等

(1) 定数

- ・公立大学法人（以下「法人」という。）に、次の役員を置く。
 - ① 理事長 1 人
 - ② 副理事長 1 人
 - ③ 理事 5 人以内
 - ④ 監事 2 人以内

(2) 職務及び権限

① 理事長

- ・法人を代表し、その業務を総理する。
- ・理事長は、法人に関する重要事項について決定しようとするときは、理事会の議を経なければならない。
~~法人の経営に関する重要事項について決定しようとするときは、経営審議会の議を経なければならない。~~
- ~~大学の教育研究に関する重要事項について決定しようとするときは、教育研究審議会の議を経なければならない。~~

② 副理事長

- ・理事長を補佐して法人の業務を掌理するとともに、教育研究部門を代表する。
- ・理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

③ 理事

- ・理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- ・理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

④ 監事

- ・法人の業務を監査する。
- ・監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は諏訪広域公立大学事務組合長（以下「組合長」という。）に意見を具申することができる。

(3) 理事長の任命

- ・理事長は、組合長が任命する。

(4) 学長の任命（学長選考会議を含む）

- ・大学の学長は、理事長とは別に任命するものとする。
- ・学長の選考を行うため、法に規定する選考機関として、学長選考会議を置く。
- ・学長の任命は、学長選考会議が行う選考に基づき、理事長が行う。
- ・理事長に任命された学長は、副理事長となるものとする。
- ・学長選考会議は、経営審議会の委員（理事長及び副理事長を除く。）の中から選出された者3人及び教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から選出された者3人の計6人で構成する。
- ・学長選考会議の委員には、現に法人の役職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(5) 理事及び監事の任命

- ・理事は、理事長が任命する。
- ・理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際に、現に法人の役員又は~~教~~職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- ・監事は、組合長が任命する。

(6) 役員の任期

- ・理事長の任期は4年とする。~~ただし、再任後の任期は2年とし、引き続き6年を超えることはできない。~~（理事長の任期は4年とし再任可とするが、全体の期間の目安について、諏訪広域公立大学事務組合の正副組合長会議で申し合わせすることを検討する。）
- ・副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。
- ・理事及び監事の任期は2年とする。
- ・役員は、再任されることがある。
- ・役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(7) 職員の任命

- ・法人の職員は、理事長が任命する。
- ・理事長が大学の副学長、学部長その他法施行令に規定する部局の長及び教員を任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。

6 理事会

(1) 設置及び構成

- ・法人の重要な事項を議決する機関として、理事会を置く。
- ・理事会は、理事長、副理事長及び理事（5人以内）で構成する。

(2) 招集及び議事

- ・理事会は、理事長が招集する。
- ・理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- ・理事会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開き、及び議決をすることができない。
- ・理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- ・監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(3) 議決事項

- ・理事会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。
 - ① 中期目標についての意見（法人が組合長に対して述べる意見）に関する事項
 - ② 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項
 - ③ 中期計画及び年度計画に関する事項
 - ④ 法の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項
 - ⑤ 法人の予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - ⑥ 大学、学部、学科その他の重要な組織の編成及び改廃に関する事項
 - ⑦ ~~議~~職員の人事の方針及び基準に関する事項
 - ⑧ 規程の制定及び改廃（法人の規程で定める軽易又は定例的なものを除く。）に関する事項
 - ⑨ 前各号に掲げる事項のほか、理事会が定める重要な事項

7 経営審議会

(1) 設置及び構成

- ・法人の経営に関する重要事項を審議するため、法に規定する経営審議機関として、経営審議会を置く。
- ・経営審議会は、次に掲げる委員で構成し、委員の定数は、法人の規程で定める。
 - ① 理事長
 - ② 副理事長
 - ③ 理事長が指名する理事又は教職員
 - ④ 法人の役員又は職員以外の者で法人の経営に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者
- ・委員の任期は、2年とする。ただし、委員のうち役員である者の任期については、当該職にある期間とする。
- ・委員は、再任されることができる。ただし、学外委員の任期は、引き続き4年を超えることはできない。

(2) 招集及び議事

- ・経営審議会は、理事長が招集する。
- ・経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- ・議長は、経営審議会を主宰する。
- ・経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- ~~・経営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。~~

(3) 審議事項

- ・経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - ① 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
 - ② 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
 - ③ 中期計画及び年度計画に関する事項
 - ④ 法の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項のうち、法人の経営に関する事項
 - ⑤ 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、教職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
 - ⑥ 法人の予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - ⑦ 大学の主要な教育研究組織の編成及び改廃に関する事項
 - ⑧ 教職員の定数に関する事項
 - ⑨ 教職員の人事の方針及び基準に関する事項
 - ⑩ 大学の収容定員の設定及び変更に関する事項

- ⑪ 学生納付金の設定及び変更に関する事項
- ⑫ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑬ 経営改革に関する事項
- ⑭ 前各号に掲げる事項のほか、法人の経営に関する重要事項

8 教育研究審議会

(1) 設置及び構成

- ・大学の教育研究に関する重要な事項を審議するため、法に規定する教育研究審議機関として、教育研究審議会を置く。
- ・教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成し、委員の定数は、法人の規程で定める。
 - ① 学長
 - ② 副学長
 - ③ 学部長
 - ④ 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
 - ⑤ 学長が指名する理事及び教職員
 - ⑥ 法人の役員又は職員以外の者で、大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が指名する者
- ・委員の任期は、2年とする。
- ・委員は、再任されることができる。

(2) 招集及び議事

- ・教育研究審議会は、学長が招集する。
- ・教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- ・議長は、教育研究審議会を主宰する。
- ・教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・~~教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。~~

(3) 審議事項

- ・教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - ① 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
 - ② 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
 - ③ 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
 - ④ 法の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項

- ⑤ 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- ⑥ 大学の教育研究組織の編成及び改廃に関する事項
- ⑦ 教員の人事に関する事項
- ⑧ 大学の収容定員の設定及び変更に関する事項
- ⑨ 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- ⑩ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑪ 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の在籍に係る方針並びに学位の授与に係る方針に関する事項
- ⑫ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑬ 前各号に掲げる事項のほか、大学の教育研究に関する重要事項

9 業務の範囲及び執行

- ・法人は、次に掲げる業務を行う。
 - ① 大学を設置し、これを運営すること。
 - ② 法人の人事管理、労務管理、財務管理、施設設備の管理、広報等を行うこと。
 - ③ 大学の学生に対し、質の高い修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
 - ④ 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - ⑤ 公開講座の開設その他の大学外の個人又は団体に対し学習の機会の提供をすること。
 - ⑥ 大学における教育研究成果の普及及び活用を推進~~し~~するとともに、産学官金連携を通じて、地域社会の発展に貢献~~寄与~~すること。
 - ⑦ その他、前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ・法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。
- ・業務方法書は、これを公表しなければならない。

10 資本金等

- ・法人の資本金は、大学の土地及び建物に係る資産を組合が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について出資の日現在における時価を基準として学識経験者の意見を聴いて組合が評価した価額の合計額とする。
- ・法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合に帰属させる。

11 公告の方法

- ・法人の公告は、諒訪広域公立大学事務組合の事務所所在地掲示場及び法人の事務所掲示場に掲示して行う。

12 その他（大学設置当初の特例）

- ・大学の設置後最初の学長の任命については、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。
- ・前項の規定により任命された学長である副理事長の任期は、法人の成立の日から4年とする。